

北浜法律事務所 リーガルマガジン KITAHAMA+ PLUS

創刊号
Vol. 01

KITAHAMA PLUS は企業にプラスになるリーガル情報を発信して参ります。

生田 美弥子 弁護士
EU 法務

若井 大輔 弁護士
個人情報保護

特集

日本企業が避けて通れない

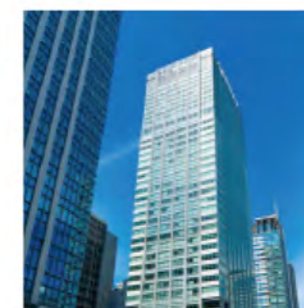
GDPR

(EU 一般データ保護規則)



大阪事務所

〒541-0041
大阪市中央区北浜1丁目8番16号
大阪証券取引所ビル
TEL: 06-6202-1088 (代表)
FAX: 06-6202-1080 / 06-6202-9550



東京事務所

〒100-0005
東京都千代田区丸の内1丁目7番12号
サビアタワー14階
TEL: 03-5219-5151 (代表)
FAX: 03-5219-5155



福岡事務所

〒812-0018
福岡市博多区住吉1丁目2番25号
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4階
TEL: 092-263-9990 (代表)
FAX: 092-263-9991

創刊のご挨拶

法務 Troubleshooting
契約書のリスクポイントの見抜き方

弁護士が教える「私の交渉術」
オススメ Books・Cinema



弁護士

EU法務
生田 美弥子

特集

避けて通れない GDPR (EU 一般データ保護規則)



2018年5月25日に施行された
GDPR (EU 一般データ保護規則)。
2019年1月には日本の事業者には十分性が認められ、
日本としても正式にGDPRの存在を
前提とせざるを得なくなりました。
違反には、最高2000万ユーロ(約26億円)か、
全世界売上高の4%のいずれか高い方の金額の
制裁金が科される可能性があるとの報道は、
日本企業を震撼させました。
施行からもうすぐ一年となる今、
専門家が、GDPRの世界における重要性を振り返ります。

弁護士

競争法・データプロテクション
若井 大輔

生田 美弥子 Miyako Ikuta



フランス共和国、米国ニューヨーク州、日本での弁護士資格(第二東京弁護士会)を持つ。2012年北浜法律事務所入所。ヨーロッパ・プラクティス・グループ責任者。長年の海外勤務の経験に基づき、コーポレート・コンプライアンス、M&A、知的財産・アート、環境、訴訟・仲裁等国際紛争等渉外全般を取り扱う。幅広い欧州でのネットワークを生かし、GDPRなど、データプロテクションに対応。

profile



若井 大輔 Daisuke Wakai



2007年神戸大学法科大学院修了。2008年弁護士登録(大阪弁護士会)、北浜法律事務所入所。2014年から2017年にかけて公正取引委員会事務 総局経済取引局企業結合課にて勤務。競争法、M&A、コンプライアンスを中心に取扱う。競争法・データプロテクションの専門家として、企業からの信頼が厚い。

profile



KITAHAMA⁺ PLUS

創刊のご挨拶

北浜法律事務所は、1973年3人の弁護士が立ち上げた小さな事務所から始まりました。その並々ならぬ情熱に惹きつけられた弁護士が一人、また一人と集まり、今では83名の弁護士が集い、大阪・東京・福岡の3拠点であらゆる案件に対して高度なリーガルサービスを提供できる総合法律事務所となりました。偏にご信頼いただいたクライアントの皆様のおかげと、深く感謝いたします。

この度創刊いたしましたリーガルマガジン『KITAHAMAプラス』は、ビジネス法務の最前線で働く弁護士が発信する「いま必要な法務情報」です。企業のリスクヘッジに、ビジネスチャンス拡大に、有益な情報を発信していきます。この情報誌が皆様の力強いパートナーとなれますように。

弁護士というのは、理と情の上に成り立つ実に泥臭い人間の仕事であり、私たちの歩む道は「クライアントとともに」あります。これからも魂を込めて仕事をしていきます。



弁護士法人北浜法律事務所 代表
北浜グループ CEO

森本 宏



なぜ日本企業が欧州の規則に取り組みなければならないのか？

GDPRの適用範囲

GDPRは、「General Data Protection Regulation」の略称であり、「EU一般データ保護規則」と訳されています。自然人の自分のデータに対する権利の保護を目的としています。大きく分けて個人データの「処理」と、欧州経済領域(EU)加盟国28、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインの計31カ国)域内から域外への個人データの「移転」の2つを規制しています。

対象となる日本企業は？

まずは、子会社や支店・営業所といったいわゆる「拠点」をEEA域内に有している企業。拠点の事業活動のコンテキストでの個人データの処理はすべて対象となります(①)。EEA域内の個人に向けた商品やサービスを提供する企業(②-1)や、EEA域内の個人の行動をモニタリングする企業(②-2)も対象となります。例えば、

欧州に拠点がなくても、いわゆるIT企業で欧州にサービスを提供している、適用を免れることは困難です。ところで、GDPRはBtoB企業には関係ないと勘違いされがちですが、EEA域内にある拠点には従業員がいます。その個人データを処理すれば対象となるので注意が必要です。

GDPR理解促進のポイント

GDPRの主役は、「データ主体」「管理者」「処理者」の三者です。「データ主体」とは、個人データ提供者本人のこと。「管理者」とは、個人データを処理する「目的」と「手段」を決定する企業等を指します。管理者に「代わっ

て」個人データを処理する者が「処理者」です。

個人データの処理の原則は大きく6つ。

① **適法性、公平性、透明性の原則。**個人データは、すべて適法な法的根拠。例えば、データ主体の同意や管理者の正当事由などに基づいて処理しな

ければなりません。

② **目的特定の原則。**個人データを取

得するには、目的の特定が必要です。

③ **データ最小化の原則。**個人データの処理は必要最小限に留めなければなりません。

④ **正確性の原則。**個人データは、正確かつ最新の内容に保たなければなりません。

⑤ **保管期間制限の原則。**個人データを必要以上に保有することはできません。

⑥ **完全性及び機密性の原則。**管理者は、個人データの不正な持出し、漏えい、外部からのサイバー攻撃等に対して、技術的・組織的な安全措置を講じて個人データを処理しなければなりません。



GDPRは、データプロテクションの世界標準に。

(個人情報保護)

ヨーロッパと日本のプライバシー意識の違い

ナチスによる監視や支配は、多くのヨーロッパ市民を心身に深く傷つけました。そのため第二次世界戦後、特にドイツを中心にプライバシーの重要性が見直され、基本的人権として尊重されています。そして、スノーデン事件によって、データの集中による監視社会へのおそれや漏えいリスクへの危機感が強く意識されたことにより、業界からの強い反対にもかかわらず、28カ国が一致団結して生まれたのがGDPRです。

遠いヨーロッパの話でピンと来ないかもしれませんが、世界的には個人データを利活用したビジネスが加速し、個人を監視や差別の対象とすることが容易となる中、データを活用する側にはさらなる配慮が求められる世の中になってきています。その流れをくみ、シリコンバレーのある米国カリフォルニア州でCCPAが2020年発効



します。米国では、全米レベルで厳格な個人情報保護制度を確立すべきとの声が高まりつつあります。アジアではシンガポールがGDPRにも近づくレベルの個人情報保護法制をいち早く導入し、タイでもGDPRに近い制度が導入されるといわれています。

そんな中、「GDPR対応が義務だから(仕方なく)GDPR対応する」というレベルを超えて、「わが社のポリシーとしてGDPRレベルの個人情報保護体制を採用する」、「より高いレベルの体制を構築することで世間にアピールしたい」といった発想の転換が起きつつあります。

国際競争力を高める断捨離ツール？

北浜法律事務所には、「結局何から手をつけてよいかわからない」といったご相談が多数寄せられています。企業規模を問わず、最初に行うべきことは、個人情報管理の現状の見直しです。

これは、「データ(フロー)マッピング」と呼ばれ、いわば個人データの棚卸しです。大変な作業ではありますが、個人データ処理に関するライフサイクルを正確に把握したことで、いかに余計な個人データを持っているかが判明するなど、多くの「気づき」が得られたとの声が上がっています。個人情報管理の現状がわかれば、本当に必要な個人データだけに絞る、断捨離を断行できます。不要な個人データをなくすことができ、余計な漏えいリスクやセキュリティにかけるコストも減らせます。

次に、必要最小限の個人データだけを処理することを前提として、各国個人情報保護(データプロテクション)法制へのコンプライアンスを検討していくこととなります。手近な方法として、既存の個人情報保護規程を見直すことから始めている企業もあります。

北浜法律事務所では、フレッシュでタイムリーな情報を有する、GDPRを始めデータプロテクションに精通した専門家をご相談を承ります。どんなことでもお気軽にお問い合わせください。

東京事務所 TEL 03-5219-5151 大阪事務所 TEL 06-6202-1088
<http://www.kitahama.or.jp/>





Relay column

私の交渉術

弁護士・管財人として
長い経験から掴み取った現場交渉のノウハウ。

vol.1

敵対者を連立相手に変える 黄金の質問



佐伯 照道弁護士 Terumichi Saeki

京都大学法学部卒。元大阪弁護士会会長。1973年北浜法律事務所設立。人間味ある新卒の解決方法を多数繰り出すことで知られ、最強の破産管財人と呼ばれる。2013年春の叙勲にて旭日中綬章を授章。



私は、裁判所から複雑で危険そうな破産管財事件・会社更生事件などを次から次へと依頼されてきたことから、いつのころからか、「危(あぶ)な橋(ばし) 弁護士」と呼ばれるようになりました。そのような危険な事件の処理の中では様々な利害関係人がおり、敵対者も多数いました。そういった敵対者を「連立相手」に変える「黄金の質問」をご紹介します。

話をまとめるときは、必ず妥当な解決、あるべき姿、望ましい結果とは何かを考えた上で、交渉に臨みます。「無難に」「前例がない」「常識はずれ」などといった考えに惑わされてはいけません。自分の中で解決のイメージを描き、流れがそこに向かうように話を運び、そして、その際には、相手に無理

強いをせず、相手の意見をよく聞くことがポイントです。相手が自分の意見にこだわっている場合は、それを否定する意見や自分の考えだけを述べるのではなく、相手に対してこう質問をして、こう答えさせてください。

「それを通すと、こういうことになりませんか。」

「そうですね、たしかにそんなことになりそうですね。それでは困りますね。」

この繰り返しで、話し合っていくと、自ずと妥当な解決のイメージが共有され、共通のゴールが見えてきます。あとはゴールに到達するための方法論だけなので、お互いが考えている方法の中でベストなものを選べばいいだけなのです。

ビジネスパーソンの休憩時間



大石 歌織弁護士の
オススメ Books

「銀二貫」

著者：高田 郁 / 幻冬舎

大阪天満の寒天問屋を舞台にした作品。登場人物の人間性が素晴らしい。

「銀二貫」で命を救われた武士の子が、寒天問屋の丁稚となり、数々の苦難を乗り越えながら成長していく様を描いた、人情味に溢れた心温まる作品です。

profile



メステッキー・ジェリー外国法事務弁護士の
オススメ Cinema

「レッド・バイオリン」

監督：フランソワ・ジラルド カナダ / 1998年

音楽、骨董品、歴史という私が好き要素が組み合わされた素晴らしい映画

「挺のバイオリンが、イタリアで作られた瞬間から現代のオークションで売られるまでの300年に渡って、異なる所有者や国々に受け継がれていく様が、興味深く刺激的です。

profile



法務 Troubleshooting

File/01

契約書作成に必要な3つの力

法的知識は、契約書作成の基本です。契約書に定めなかったらどうなるのか、定めたとしても法的に有効な規定なのかを理解していなければなりません。そのためには、民法、商法、消費者契約法や各種業規制など様々な法律分野に精通している必要があります。さらには、判例の状況も把握しておく必要があります。

次に大切なことは、後日の紛争を想像しながら契約書を作成するということです。つまり想像力です。これを身につける方法は、経験を積むしかありません。契約書をチェックする経験だけでなく、具体的な紛争や現場で運用が問題となった場面を数多く経験することです。また、訴訟になったときにどういったことが問題となるのか、裁判官はどういった発想をするのかについても理解しておけばなおいいです。

知識と経験を積んでくると、前回の「失敗」を契約書に生かそうと、細かな点にこだわります。確かにあらゆることを

契約書作成に必要な3つの力

1 法的知識

2 想像力

3 判断力

想定することは重要ですが、そうすると何を定めているのかわかりにくく、支離滅裂な内容に陥ってしまうことがあります。実際に紛争が生じた際、当時の担当はおらず、どういったことを想定していたのか、当該文言は何を想定していたのかわからなくなっている場合も考えられます。この契約書では何が求められているのか、どこまで定めなければならないのか、優先順位を判断した上で、文言に落とし込むことも必要です。法的知識がその判断基準になることでもあるでしょうし、現場の運用を理解することで見えてくることもあるでしょう。契約書作成には法的総合力が必要なのです。

本当にこれでいいの？
あれもこれも、それも...
一体どこまで書くべき？



中西 敏彰弁護士 Toshiaki Nakanishi

京都大学法学部卒。主要取扱分野は、事業再生、M&A、不動産開発案件。顧問会社からの日々の契約書チェックに加え、不動産デベロッパーやゼネコン案件が多く、開発案件等の契約書の作成・チェックに精通している。

profile



堀野 桂子弁護士 Keiko Horino

大阪大学法学部卒。主要取扱分野は、ファイナンス、事業再生、M&A。一例としてストラクチャードファイナンスでは多数の契約書で成り立つスキームがきちんとワークするように全ての契約書をチェックし成立させるプロフェッショナル。

profile

